

白川村新庁舎建設事業基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「白川村新庁舎整備基本計画」（令和 6 年 7 月策定）を踏まえて、白川村新庁舎建設のための基本設計および実施設計業務の委託先を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めます。

白川村役場庁舎は、昭和 41 年に建築され築 58 年が経過する建築物であり、老朽化や狭あい化などから村民及び職員の利便性が悪く、また、大規模災害時において、災害対応拠点となるべき庁舎が機能不全に陥ってしまう可能性があることから、本庁舎の整備が課題となっています。

こうした中、令和 6 年 1 月に「白川村新庁舎建設基本構想」を、令和 6 年 7 月には「白川村新庁舎整備基本計画」を策定し、村づくりの拠点として「村民の安全・安心を支え、利便性が高い環境にやさしい庁舎」を基本理念に新庁舎整備後の在り方を示したところであります。

そこで、新庁舎については、本村を代表する「合掌造り」をそのまま模倣したデザインを求めるものではなく、景観条例及び景観計画の趣旨に則った周辺の景観に調和し、白川村らしさを表現した外観を基本とし、機能面を重視した上で村民に開かれたふれあいの場となるような新しい庁舎像を求めます。

2 業務の概要

- (1) 業務名称：白川村新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者：白川村
- (3) 業務内容：白川村新庁舎建設に係る基本設計・実施設計業務、庁舎建設用地の造成設計業務（上下水等インフラ関係設計含む）、周辺道路設計業務、および地質調査業務。

基本的な計画の考え方等については、「白川村新庁舎整備基本計画」によること。なお、詳細については、白川村新庁舎建設 基本設計・実施設計業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。

（既設庁舎の解体設計は本業務に含まない。）

※新庁舎の基本的な方針や条件等は、「白川村新庁舎建設基本構想」「白川村新庁舎整備基本計画」に示された内容に則ったものとするが、事業スケジュール・道路計画・建築物の構造等については、本業務にて見直しが必要と考えている。建築、土木、ランドスケープが一体となった提案を望むものである。

- (4) 履行期間：契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

- ・基本設計：令和7年11月28日まで
- ・実施設計：令和8年7月31日まで
- ・建築確認申請：確認済証の取得は令和8年7月31日まで
- ・造成設計：令和7年11月28日まで
- ・道路設計：令和7年11月28日まで

(5) 委託金額：本業務の提案上限価格は、以下の通りとし、上限価格を超えた提案は失格とする。

提案上限価格：199,271,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 事業の概要

- (1) 建築用途：村役場庁舎（国土交通省告示第8号別添二第四号第2類）
- (2) 計画敷地：白川村鳩谷字北長392周辺（村役場に隣接する山林地）・・・別図参照
- (3) 敷地面積：約6,400 m²（周辺道路約1,730 m²を含む。）
- (4) 用途地域：都市計画区域外。建ぺい率規制なし。容積率規制なし。白川村景観計画における届出必要（重点景観形成地区「世界遺産と一体となった歴史的風致を形成する地区」に該当）。

(5) 規模等：

① 建築工事（いずれも新築とする。）

本業務の中で建築物の規模や構造について検討の上決定すること。各施設を合築・分棟させることについても比較検討すること。下記に示す階数は現段階での想定を示している。

また、内装材には木材を積極的に採用するものとし、本敷地開発時に伐採する樹木について本工事内での活用可否について本業務内で検討の上、活用可の場合は設計図等に出すこと。

- ・ 庁舎 延床面積：2,100～2,500 m²程度
階数：地上2階建て
- ・ 車庫・倉庫棟 延床面積：500 m²程度
階数：地上1～2階建て
- ・ 防災センター 延床面積：300～1,000 m²程度
階数：1～2階建て

② 造成工事（以下は、基本計画時の想定数値）

- ・ 造成工（切土） 6,400 m³程度
- ・ 造成工（盛土） 6,400 m³程度
- ・ 防災工※ 6,400 m³程度（※法面整形、宅内素掘排水等）

③ 道路工事（以下は、基本計画時の想定数値）

- ・計画敷地東側の新設道路（L=135m程度）
- ・計画敷地南側の既設道路改良（L=200m程度）

（６）耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準による）

- ア構造体の耐震安全性Ⅱ類
- イ建築非構造部材の耐震安全性Ａ類
- ウ建築設備の耐震安全性甲類

（７）概算事業費：約 30 億円※（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※概算事業費は本実施要領公告時の試算であり、建物建設費・設計費、外構工事費・設計費、道路工事費・設計費、造成工事費・設計費、地質調査費を含む。

解体工事費・設計費、引越費用、什器・備品費用は除く。

（８）事務局

- ・所在地：〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷 517 番地
- ・担当：白川村役場総務課 成原、松本
- ・連絡先：電話 05769-6-1311（総務課）、FAX 05769-6-1709
E-mail:shinchousha@vill.shirakawa.lg.jp

４ 選考方針等

公募型プロポーザルの審査は「白川村プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）が行い、当該審査結果をもとに村が業務委託業者を決定する。

最優秀者の特定は、以下に示す①一次審査および②二次審査の２段階審査方式にて実施し、審査の経過及び総括的な講評は、二次審査終了後、白川村ホームページに掲載する。

（１）一次審査

事務所、配置技術者、実施方針等の内容、および技術提案書（課題１）について、書類審査、評価を行い、上位５者程度を選定する。

（２）二次審査

一次審査で選定された者から提出された技術提案書（課題２，３）および見積書等の内容、そして委員会によるヒアリングを実施した上で評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定する。一次審査による評価点は二次審査に持ち越さないが、一次審査で提出した課題１については課題２，３とともに、二次審査にて再審査を行う。

（３）審査委員会

委員会は、下表の有識者４名、白川村関係者３名で構成する。

表：審査委員会のメンバー

区分	所 属	専門分野	氏 名
有識者	名古屋大学大学院工学研究科 教授	建築計画	恒川 和久
	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	建築デザイン	加茂 紀和子
	同志社女子大学人間生活学科 准教授	都市計画（景観）	麻生 美希
	名古屋造形大学 名誉教授	ランドスケープ・デザイン	岡田 憲久
白川村	白川村 村長		成原 茂
	白川村 議会議長		大田 忠広
	白川村 新庁舎建設検討委員会委員		沢田 政幸

5 参加資格及び条件

（１）参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する企業とする。

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号 以下「建築士法」という。）第 23 条の規定に基づき、一級建築士事務所登録をしていること。
- ② 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しないものであること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- ⑤ 白川村「建設工事・測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格を有する者であること。（設計業務の契約までに入札参加資格を有していれば良い。）
- ⑥ 所属事務所が、参加表明書等提出期限日において、「白川村建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（平成 10 年 7 月 1 日要領第 3 号）に基づく資格停止措置を受けている期間がない者であること。
- ⑦ 国又は地方公共団体が発注した、公共建築物の新築、改築に係る基本設計業務又は基本・実施設計業務（平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 27 日までに完了しているものに限る。）のうち、元請け（JV にあつては、代表企業に限る。）として行った業務実績があること。
- ⑧ 配置予定技術者は、次のとおりとする。
 - ア）管理技術者：一級建築士の資格を有すること。
 - イ）建築（総合）主任技術者：一級建築士の資格を有すること。
 - ウ）管理技術者及び各主任技術者の兼務は不可とする。

エ) 管理技術者及び各主任技術者は、代表企業に所属し、参加表明書等の受付日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。

⑨ 分担業務の再委託

管理技術者および建築（総合）分野についての再委託は不可とする。

⑩ 参加に対する制限

ア) 参加企業からの提案は1件のみとする。

イ) 土木、建築構造、建築電気設備、建築機械設備などの分野担当については、共同企業体や協力業者として加わることは可とするが、本プロポーザルの段階では企業名・個人名を提示する必要はない。

6 手続き等に関する事項

(1) スケジュール

	内 容	日 時
一 次 審 査	プロポーザル募集要項等の公告	令和6年12月16日（月）から 令和6年12月27日（金）正午まで
	計画敷地見学会（希望者のみ）	令和6年12月18（水）～20日（金）
	一次審査に関する質疑書の受付期間（メールのみ）	令和6年12月16日（月）から 令和6年12月23日（月）正午まで
	質疑書の回答	令和6年12月27日（金）午後3時頃
	一次審査書類の受付期限	令和7年1月29日（水）午後5時まで
	選定・非選定通知書の発送（メール） 二次審査用ナンバーの提示	令和7年2月7日（金）
二 次 審 査	二次審査に関する質疑書の受付期間（メールのみ）	令和7年2月7日（金）から 令和7年2月14日（金）正午まで
	質疑書の回答	令和7年2月21日（金）頃
	二次審査書類の受付期限	令和7年3月19日（水）午後5時まで
	プレゼンテーション・ヒアリング および審査	令和7年3月24日（月）
	特定・非特定通知書の発送 （メールおよび郵送）	令和7年3月31日（月）

(2) 資料

① 配付資料

- ・資 料 1：白川村新庁舎建設事業基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル
実施要領
- ・資 料 2：白川村新庁舎建設事業基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル
様式集
- ・資 料 3：白川村新庁舎建設事業基本設計・実施設計業務 特記仕様書
- ・資 料 4：白川村新庁舎建設事業基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル
評価基準
- ・資 料 5：敷地測量図
- ・資 料 6：ボーリング資料（近隣）

② 配布方法

上記資料1～6は、白川村のホームページからダウンロードすること。

- ・白川村新庁舎プロポーザル専用 URL

<https://www.vill.shirakawa.lg.jp/2781.htm>

③ 配布期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月27日（金）正午まで

(3) 計画敷地見学会

計画敷地について見学を希望する参加者に対して、見学会を開催する。

① 日 時：

- ・ 1回目 令和6年12月18日（水）13時～15時
- ・ 2回目 令和6年12月19日（木）13時～15時
- ・ 3回目 令和6年12月20日（金）13時～15時

② 参加方法：事務局へ「プロポーザルの計画敷地見学会希望」と令和6年12月17日（木）17時までに、電話連絡を行い、希望日を伝えること。

見学会は各社3名までの参加とし、会社名の分かる表示をしないこと。

見学会当日は、各日13時に白川村役場総務課窓口にて「プロポーザルの見学会の件です。」と伝え、名刺を各社代表1枚のみを手渡すこと。

見学会においては、案内する職員への質問は受け付けない。

（ヘルメットの着用は不要。）

（4）一次審査に関する質疑書の受付及び回答

一次審査に関して、各資料に関する質疑・確認事項があれば、下記要領で質疑書を提出すること。

① 提出期間：令和6年12月16日（月）から令和6年12月23日（月）正午まで

② 提出書類：質疑書（様式第6号）

③ 提出方法：本実施要領3(8)に記載する事務局の電子メールアドレス宛にPDFデータで提出すること。なお、電話、ファックス及び持参での質問には応じない。

④ 回答方法：令和6年12月27日（金）午後3時頃にすべての質疑の回答を村ホームページに掲載する。

（5）一次審査書類の提出

① 提出期限：令和7年1月29日（水）午後5時まで

② 提出書類：

- ・ 参加表明書（様式第1号）
- ・ 設計事務所の概要（様式第2号）
- ・ 設計事務所の業務実績（様式第3号）
- ・ 配置予定技術者の経歴等（様式第4号）
- ・ 実施方針（様式第5号）
- ・ 技術提案書提出書（様式第7号）

技術提案書（課題1に対する提案書。様式は任意。A3横×1枚。）

③ 提出部数：印刷したものを各10部。（技術提案書はA3横で印刷したものをA4縦サイズにZ折りする。様式1～5、7および技術提案書をA4縦にまとめて左上をホッチキス止めする。）

また、上記の提出書類の電子データ（PDF形式）を保存したCDもしくはDVDを1枚提出すること。（電子データはパスワードの設定をしないこと。

CDもしくはDVDの表面に参加企業名を明記すること。）

- ④ 提出方法：持参又は郵送による。

（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。）

（６）一次審査結果の報告（選定・非選定通知）

- ① 結果報告：令和７年２月７日（金）

- ② 報告方法：参加表明書に記載された管理技術者の電子メールアドレス宛に送信。

選定者には、プレゼンテーションで使用する参加企業別のナンバーを提示する。

（７）二次審査に関する質疑書の受付及び回答

- ① 提出期間：令和７年２月７日（金）から令和７年２月１４日（金）正午まで

- ② 提出書類：質疑書（様式第６号）

- ③ 提出方法：本実施要領３（８）に記載する事務局の電子メールアドレス宛に PDF データで提出すること。

- ④ 回答方法：令和７年２月２１日（金）までにすべての質疑の回答を村ホームページに掲載する。

（８）二次審査書類の提出

- ① 提出期限：令和７年３月１９日（水）午後５時まで

- ② 提出場所：本実施要領３（８）に記載する事務局

- ③ 提出書類：

- ・ 技術提案書 提出書（様式第７号）

技術提案書（課題２，３に対する提案書。様式は任意。A3 横×２枚以内とする。また、課題別に１枚ずつとする必要はない。）

- ・ 価格提案書（本業務に係る見積書）（様式第８号）

業務項目及び金額がわかる内訳書を添付すること。

- ④ 提出部数：印刷したものを各１０部。（技術提案書は A3 横で印刷したものを A4 縦サイズに Z 折りする。様式８および技術提案書を A4 縦にまとめて左上をホッチキス止めする。）

また、上記の提出書類の電子データ（PDF 形式）を保存した CD もしくは DVD を１枚提出すること。（電子データはパスワードの設定をしないこと。CD もしくは DVD の表面に参加企業名を明記すること。）

- ⑤ 提出方法：持参又は郵送による。

（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。）

（９）提案課題

- ① 課題内容：

【課題１：白川村の景観に調和し、長く親しまれる庁舎等について】

白川村の自然や景観に調和し、新しい白川村の顔として、長きにわたり親しまれ、

賑わいや交流を生み出す庁舎等のデザインをランドスケープとともに提案すること。村民や職員が利用しやすく、維持管理が容易な建物とすること。積雪時にはできる限り雪下ろし作業を行わなくて済む屋根を想定すること。

【課題2：防災の拠点となる安心・安全な庁舎等について】

村民の安全・安心を支えるために、堅強な構造で災害に強く、防災の拠点となる庁舎等の提案を行うこと。計画敷地は高低差のある用地を開発・造成するが、誰もが利用しやすく、安全性を確保できる動線を考慮して造成レベル設定し、その土地利用計画を提案すること。東側の新規道路を新庁舎のメイン道路として設定しても良いが、勾配が急であるため、特にバリアフリーに留意した提案を行うこと。また、土砂災害に対する施設づくりの考え方についての提案を行うこと。

防災センターについては、災害時等の利用を目的としているが、通常時の有効な利用方法について提案すること。

【課題3：省エネルギー・省コストに配慮した庁舎等について】

SDGs や地球環境保全の観点から、限られた資源を有効に活用する自然にやさしい施設の提案を行うこと。また、カーボンニュートラルに配慮し、木材の活用、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、白川村の厳しい冬季の環境においても快適な室内環境を目指しながら、建物で消費するエネルギーを極力抑えた庁舎についての提案を行うこと。なお、各設備等は維持管理が容易で、ランニングコストを抑えた計画とすること。

② 技術提案書の作成要領

上記課題について、A3 横（様式自由・片面印刷・着色可）で簡潔にまとめること。一次審査にて課題1，二次審査にて課題2，3をそれぞれ提出すること。

また、下記の技術提案書作成要領に従うこと。

- ・ 文字ポイントは10.5ポイント以上とする。
- ・ 本提案書では設計に対する提案者の考え方、構想を問うものである。正確な縮尺に基づく設計図、模型等は求めない。完成予想図（パース）を提示する場合の表現は自由とする。
- ・ 敷地全体の配置構成や各階平面のエリア構成がわかる程度の図は使用して良いが、設計の内容が具体的に表現されたものは不可とする。
- ・ 技術提案書には、参加表明書参加企業名や担当者名の分かる表示は不可とする。

(10) 参加報酬

本プロポーザルに係る書類の作成および提出に係る費用、現地見学会への参加に係る費用、ならびにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加に係る費用は、参加者の負担とする。ただし、二次審査参加企業には、それぞれ30万円（税込み）を支払う。

(11) プレゼンテーションおよびヒアリング

- ① 実施日時：令和7年3月24日（月）

② プレゼンテーション・ヒアリングの方法

- ア) 出席者：管理技術者は必ず出席するものとし、5名以内とする。
- イ) プレゼンテーションには、提出した技術提案書以外の追加説明資料の使用は禁止とする。説明用にプレゼンテーションソフトを使用し、技術提案書の図や文字の拡大や並べ替えなどの加工は可とする。
- ウ) プレゼンテーションは、提案者より15分間の説明を行い、審査委員による20分間のヒアリングを行う。
- エ) プレゼンテーションで使用する機材として、事務局にてスクリーン・プロジェクター・プロジェクターとパソコンを繋ぐケーブル（HDMI、VGA）は用意する。説明用のパソコンは提案者にて持参すること。
- オ) 審査を厳正かつ公平に実施するため、資料の中には企業名や身分の判るような表示をしないこと。ヒアリングにおいても企業名等がわかるような表現をしないこと。
- カ) プレゼンテーション・ヒアリングを録画・録音することは禁止する。

(12) 結果通知

- ① 結果報告：令和7年3月31日（月）
- ② 報告方法：審査結果については管理技術者のメールアドレス宛で通知するとともに、郵送で書面による通知を行う。
なお、この審査結果について異議は認めない。

7 その他

- ① 提出書類及び質疑書は返却しない。
- ② 本プロポーザルは、提案者の考え方、構想を問うものであり、設計業務の中で提案内容が変わる可能性がある。
- ③ 提案書に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- ④ 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、村は選定作業等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑤ 村は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。
- ⑦ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑧ 意思確認書を提出した者は、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。ただし、提案書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに村長へ文書（様式は任意とする）で届け出ること。

- ⑨ 契約候補者決定後、提案書の提出をした会社名等は公表することがある。
- ⑩ 契約委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、変更ができるものとする。
- ⑪ 契約者以外の提案内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。
- ⑫ やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。
- ⑬ 本件に関する説明会は行わない。

【別図】計画敷地図

正確な縮尺やレベル等については、資料5 敷地測量図を参照すること。

敷地境界線と計画道路図は基本計画段階の想定ラインで示している。今回業務の中で調整し、決定するものとする。

